

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	徘徊高齢者等家族支援事業の利用決定		
根拠法令及び条項	蓮田市徘徊高齢者等家族支援事業実施要綱第6条、第7条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 蓮田市徘徊高齢者等家族支援事業実施要綱第2条、第3条 第2条 この要綱において、「徘徊高齢者等」とは、市内に住所を有する者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者に認定され、徘徊行動があるものをいう。 第3条 事業の対象者は、徘徊高齢者等と同居し、在宅で介護している者（以下「家族等」という。）とする。		
審査基準設定年月日	平成27年3月23日	審査基準最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 30日 ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間設定年月日	平成27年3月23日	標準処理期間最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康福祉部 長寿支援課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。